資料No.１

指定避難所となる小学校体育館への空調設備整備等に関する要望書（案）

１　要望の趣旨

学校体育館は災害時において、地域住民の重要な避難所となっている。

しかし、空調設備が整備されていないため、避難者の健康への影響が懸念され、特に夏季の災害時には高温・多湿な環境での避難生活が懸念される。

令和８年熊本地震では、学校体育館が避難所として長期間利用される中、生活環境の確保が課題となり、仮設の空調が設置された事例もある。

こうした事例からも、災害発生後に対応するのではなく、平時より避難所環境を整備しておくことが、防災施策の観点からも重要である。

国は、避難所となる公立学校施設の体育館等空調整備を喫緊の課題と位置付け、設置率100％の目標を令和17年度から令和13年度へ前倒す方針を示している。

以上を踏まえ、町民の生命と健康を守り、災害時に安心して避難できる環境を確保するため、次のとおり要望する。

２　要望事項

(1)　小学校体育館への空調設備の早期整備

災害時の指定避難所となる小学校体育館について、空調設備の整備を早期に進めること。特に近年の猛暑を踏まえ、災害時における熱中症対策を重要な防災施策として位置付けること。

(2)　停電時の電源確保

地震、台風、豪雨等災害時には、停電が発生する可能性があることから、指定避難所となる小学校体育館の整備にあたっては、非常用発電設備や蓄電池等を含め、停電時にも可能な限り、空調設備を稼働できる電源の確保について検討すること。

(3)　断熱・遮熱対策の実施

空調設備の導入効果を高めるため、指定避難所となる小学校体育館の断熱性能や遮熱対策等について検討し、効率的かつ実効性のある避難所環境を整備すること。

(4)　財源の確保と早期実現に向けた整備

国・県等の補助制度や財政支援を積極的に活用するとともに、町の財政負担を考慮しながら、早期実現に向け、計画的かつ着実に整備を進めること。

令和８年９月29日

湯河原町長　内　藤　喜　文　様

湯河原町議会環境・観光産業常任委員会
委員長　松　野　洋　一